Rec'd PCT/PTO 03 SEP 2004

特許協力条約に基づく国際出願

願　　書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

受理官庁記入欄

国際出願番号	PCT
国際出願日	05.3.03 受領印
（受付印）	

出願人又は代理人の書類記号 *(希望する場合、最大12字)*　PC－8745

第Ⅰ欄　発明の名称

シリコン単結晶層の製造方法及びシリコン単結晶層

第Ⅱ欄　出願人　☐ この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)*

三菱住友シリコン株式会社

Sumitomo Mitsubishi Silicon Corporation

〒105-8634 日本国東京都港区芝浦一丁目２番１号

2-1, Shibaura 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8634 Japan

電話番号：

ファクシミリ番号：

加入電信番号：

出願人登録番号：

国籍 *(国名)*：日本国　JAPAN

住所 *(国名)*：日本国　JAPAN

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：☐ すべての指定国　☑ 米国を除くすべての指定国　☐ 米国のみ　☐ 追記欄に記載した指定国

第Ⅲ欄　その他の出願人又は発明者

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)*

柴山　隆

SHIBAYAMA Takashi

〒105-8634　日本国東京都港区芝浦一丁目２番１号
三菱住友シリコン株式会社内
c/o Sumitomo Mitsubishi Silicon Corporation, 2-1,
Shibaura 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8634 Japan

この欄に記載した者は次に該当する：

☐ 出願人のみである。

☑ 出願人及び発明者である。

☐ 発明者のみである。
(ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍 *(国名)*：日本国　JAPAN

住所 *(国名)*：日本国　JAPAN

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：☐ すべての指定国　☐ 米国を除くすべての指定国　☑ 米国のみ　☐ 追記欄に記載した指定国

☑ その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。

第Ⅳ欄　代理人又は代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する：☑ 代理人　☐ 代表者

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)*

6490　弁理士　志賀　正武　SHIGA Masatake
10857　弁理士　高橋　詔男　TAKAHASHI Norio
10146　弁理士　青山　正和　AOYAMA Masakazu

〒169-8925　日本国東京都新宿区高田馬場三丁目２３番３号　ＯＲビル
OR Bldg., 23-3, Takadanobaba 3-chome, Shinjuku-ku, Tokyo 169-8925 Japan

電話番号：03-5330-6011

ファクシミリ番号：03-5330-6061

加入電信番号：

代理人登録番号：

☐ 通知のためのあて名：代理人又は代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

願書の備考参照

第III欄の続き　その他の出願人又は発明者

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：*（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）*

村上　義男

MURAKAMI Yoshio

〒105-8634　日本国東京都港区芝浦一丁目２番１号
三菱住友シリコン株式会社内
c/o Sumitomo Mitsubishi Silicon Corporation, 2-1,
Shibaura 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8634 Japan

この欄に記載した者は次に該当する：
- ☐ 出願人のみである。
- ☑ 出願人及び発明者である。
- ☐ 発明者のみである。*（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）*

出願人登録番号：

国籍 *（国名）*：　日本国　JAPAN

住所 *（国名）*：　日本国　JAPAN

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
☐ すべての指定国　☐ 米国を除くすべての指定国　☑ 米国のみ　☐ 追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：*（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）*

新行内　隆之

SHINGYOJI Takayuki

〒105-8634　日本国東京都港区芝浦一丁目２番１号
三菱住友シリコン株式会社内
c/o Sumitomo Mitsubishi Silicon Corporation, 2-1,
Shibaura 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8634 Japan

この欄に記載した者は次に該当する：
- ☐ 出願人のみである。
- ☑ 出願人及び発明者である。
- ☐ 発明者のみである。*（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）*

出願人登録番号：

国籍 *（国名）*：　日本国　JAPAN

住所 *（国名）*：　日本国　JAPAN

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
☐ すべての指定国　☐ 米国を除くすべての指定国　☑ 米国のみ　☐ 追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：*（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）*

この欄に記載した者は次に該当する：
- ☐ 出願人のみである。
- ☐ 出願人及び発明者である。
- ☐ 発明者のみである。*（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）*

出願人登録番号：

国籍 *（国名）*：

住所 *（国名）*：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
☐ すべての指定国　☐ 米国を除くすべての指定国　☐ 米国のみ　☐ 追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：*（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）*

この欄に記載した者は次に該当する：
- ☐ 出願人のみである。
- ☐ 出願人及び発明者である。
- ☐ 発明者のみである。*（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）*

出願人登録番号：

国籍 *（国名）*：

住所 *（国名）*：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
☐ すべての指定国　☐ 米国を除くすべての指定国　☐ 米国のみ　☐ 追記欄に記載した指定国

☐ その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

第Ⅴ欄　国の指定　(該当する□にレ印を付すこと；少なくとも1つの□にレ印を付すこと).

規則 4.9(a)の規定に基づき次の指定を行う。ほかの種類の保護又は取扱をいずれかの指定国（又はOAPI）で求める場合には追記欄に記載する。

広域特許

☑ＡＰ ＡＲＩＰＯ特許：ＧＨガーナ Ghana, ＧＭガンビア Gambia, ＫＥケニア Kenya, ＬＳレソト Lesotho, ＭＷマラウイ Malawi, ＭＺモザンビーク Mozambique, ＳＤスーダン Sudan, ＳＬシエラ・レオネ Sierra Leone, ＳＺスワジランド Swaziland, ＴＺタンザニア United Republic of Tanzania, ＵＧウガンダ Uganda, ＺＭザンビア Zambia, ＺＷジンバブエ Zimbabwe, 及びハラレプロトコルと特許協力条約の締約国である他の国 *(他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には点線上に記載する)*

☑ＥＡ ユーラシア特許：ＡＭアルメニア Armenia, ＡＺアゼルバイジャン Azerbaijan, ＢＹベラルーシ Belarus, ＫＧキルギスタン Kyrgyzstan, ＫＺカザフスタン Kazakhstan, ＭＤモルドヴァ Republic of Moldova, ＲＵロシア Russian Federation, ＴＪタジキスタン Tajikistan, ＴＭトルクメニスタン Turkmenistan, 及びユーラシア特許条約と特許協力条約の締約国である他の国

☑ＥＰ ヨーロッパ特許：ＡＴオーストリア Austria, ＢＥベルギー Belgium, ＢＧブルガリア Bulgaria, ＣＨ and ＬＩ スイス及びリヒテンシュタイン Switzerland and Liechtenstein, ＣＹキプロス Cyprus, ＣＺチェコ Czech Republic, ＤＥドイツ Germany, ＤＫデンマーク Denmark, ＥＥエストニア Estonia, ＥＳスペイン Spain, ＦＩフィンランド Finland, ＦＲフランス France, ＧＢ英国 United Kingdom, ＧＲギリシャ Greece, ＩＥアイルランド Ireland, ＩＴイタリア Italy, ＬＵルクセンブルグ Luxembourg, ＭＣモナコ Monaco, ＮＬオランダ Netherlands, ＰＴポルトガル Portugal, ＳＥスウェーデン Sweden, ＳＩスロヴェニア Slovenia, ＳＫスロヴァキア Slovakia, ＴＲトルコ Turkey, 及びヨーロッパ特許条約と特許協力条約の締約国である他の国

☑ＯＡ ＯＡＰＩ特許：ＢＦブルキナ・ファソ Burkina Faso, ＢＪベナン Benin, ＣＦ中央アフリカ Central African Republic, ＣＧコンゴ Congo, ＣＩコートジボアール Côte d'Ivoire, ＣＭカメルーン Cameroon, ＧＡガボン Gabon, ＧＮギニア Guinea, ＧＱ赤道ギニア Equatorial Guinea, ＧＷギニア・ビサオ Guinea-Bissau, ＭＬマリ Mali, ＭＲモーリタニア Mauritania, ＮＥニジェール Niger, ＳＮセネガル Senegal, ＴＤチャド Chad, ＴＧトーゴ Togo, 及びアフリカ知的所有権機構のメンバー国であり特許協力条約の締約国である他の国 *(他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には点線上に記載する)*

国内特許 *(他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には点線上に記載する)*

☑ＡＥアラブ首長国連邦 United Arab Emirates
☑ＡＧアンティグア・バーブーダ Antigua and Barbuda
☑ＡＬアルバニア Albania
☑ＡＭアルメニア Armenia
☑ＡＴオーストリア Austria
☑ＡＵオーストラリア Australia
☑ＡＺアゼルバイジャン Azerbaijan
☑ＢＡボスニア・ヘルツェゴヴィナ Bosnia and Herzegovina
☑ＢＢバルバドス Barbados
☑ＢＧブルガリア Bulgaria
☑ＢＲブラジル Brazil
☑ＢＹベラルーシ Belarus
☑ＢＺベリーズ Belize
☑ＣＡカナダ Canada
☑ＣＨandＬＩ スイス及びリヒテンシュタイン Switzerland and Liechtenstein
☑ＣＮ中国 China
☑ＣＯコロンビア Colombia
☑ＣＲコスタリカ Costa Rica
☑ＣＵキューバ Cuba
☑ＣＺチェコ Czech Republic
☑ＤＥドイツ Germany
☑ＤＫデンマーク Denmark
☑ＤＭドミニカ Dominica
☑ＤＺアルジェリア Algeria
☑ＥＣエクアドル Equador
☑ＥＥエストニア Estonia
☑ＥＳスペイン Spain
☑ＦＩフィンランド Finland
☑ＧＢ英国 United Kingdom
☑ＧＤグレナダ Grenada
☑ＧＥグルジア Georgia
☑ＧＨガーナ Ghana
☑ＧＭガンビア Gambia
☑ＨＲクロアチア Croatia
☑ＨＵハンガリー Hungary
☑ＩＤインドネシア Indonesia
☑ＩＬイスラエル Israel
☑ＩＮインド India
☑ＩＳアイスランド Iceland
☐ＪＰ日本 Japan
☑ＫＥケニア Kenya
☑ＫＧキルギスタン Kyrgyzstan
☐ＫＰ北朝鮮 Democratic People's Republic of Korea
☑ＫＲ韓国 Republic of Korea
☑ＫＺカザフスタン Kazakhstan
☑ＬＣセント・ルシア Saint Lucia
☑ＬＫスリ・ランカ Sri Lanka
☑ＬＲリベリア Liberia
☑ＬＳレソト Lesotho
☑ＬＴリトアニア Lithuania
☑ＬＵルクセンブルグ Luxembourg
☑ＬＶラトヴィア Latvia
☑ＭＡモロッコ Morocco
☑ＭＤモルドヴァ Republic of Moldova
☑ＭＧマダガスカル Madagascar
☑ＭＫマケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国 The former Yugoslav Republic of Macedonia
☑ＭＮモンゴル Mongolia
☑ＭＷマラウイ Malawi
☑ＭＸメキシコ Mexico
☑ＭＺモザンビーク Mozambique
☑ＮＯノルウェー Norway
☑ＮＺニュー・ジーランド New Zealand
☑ＯＭオマーン Oman
☑ＰＨフィリピン Philippines
☑ＰＬポーランド Poland
☑ＰＴポルトガル Portugal
☑ＲＯルーマニア Romania
☑ＲＵロシア Russian Federation
☑ＳＣセイシェル Seychelles
☑ＳＤスーダン Sudan
☑ＳＥスウェーデン Sweden
☑ＳＧシンガポール Singapore
☑ＳＫスロヴァキア Slovakia
☑ＳＬシエラ・レオネ Sierra Leone
☑ＴＪタジキスタン Tajikistan
☑ＴＭトルクメニスタン Turkmenistan
☑ＴＮテュニジア Tunisia
☑ＴＲトルコ Turkey
☑ＴＴトリニダッド・トバゴ Trinidad and Tobago
☑ＴＺタンザニア United Republic of Tanzania
☑ＵＡウクライナ Ukraine
☑ＵＧウガンダ Uganda
☑ＵＳ米国 United States of America
☑ＵＺウズベキスタン Uzbekistan
☑ＶＣセント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島 Saint Vincent and the Grenadines
☑ＶＮベトナム Viet Nam
☑ＹＵユーゴスラヴィア Yugoslavia
☑ＺＡ南アフリカ共和国 South Africa
☑ＺＭザンビア Zambia
☑ＺＷジンバブエ Zimbabwe

以下の□は、この様式の施行後に特許協力条約の締約国となった国を指定するためのものである。

☐ ☐ ☐
☐ ☐ ☐

指定の確認の宣言：出願人は、上記の指定に加えて、規則4.9(b)の規定に基づき、特許協力条約の下で認められる他の全ての国の指定を行う。但し、追記欄にこの宣言から除く旨の表示をした国は、指定から除かれる。出願人は、これらの追加される指定が確認を条件としていること、並びに優先日から15月が経過する前にその確認がなされない指定は、この期間の経過時に、出願人によって取り下げられたものとみなされることを宣言する。*(指定の確認は、指定を特定する通知の提出と指定手数料及び確認手数料の納付からなる。この確認は、優先日から15月以内に受理官庁へ提出しなければならない。)*

第VI欄　優先権主張

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日. 月. 年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：国名	広域出願：＊広域官庁名	国際出願：受理官庁名
(1) ０５．０３．０２	特願２００２－５９１８２	日本国　JAPAN		
(2) ０６．０９．０２	特願２００２－２６１２８６	日本国　JAPAN		
(3)				
(4)				
)				

☐ 他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

上記の先の出願（*ただし、本国際出願の受理官庁に対して出願されたものに限る*）のうち、以下のものについて、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁（日本国特許庁の長官）に対して請求する

☑ すべて　☐ 優先権(1)　☐ 優先権(2)　☐ 優先権(3)　☐ 優先権(4)　☐ 優先権(5)　☐ その他は追記欄参照

＊先の出願がＡＲＩＰＯ出願である場合には、当該先の出願を行った工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の少なくとも１ヶ国を表示しなければならない（規則4.10(b)(ii)）：

第VII欄　国際調査機関

国際調査機関（ＩＳＡ）の選択（２以上の国際調査機関が国際調査を実施することが可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）

ＩＳＡ／ JP

先の調査結果の利用請求；当該調査の照会（*先の調査が、国際調査機関によって既に実施又は請求されている場合*）

出願日（日. 月. 年）　出願番号　国名（又は広域官庁名）

第VIII欄　申立て

この出願は以下の申立てを含む。（*下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載*）　申立て数

☐ 第VIII欄(i)　発明者の特定に関する申立て　：

☐ 第VIII欄(ii)　出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て　：

☐ 第VIII欄(iii)　先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て　：

☐ 第VIII欄(iv)　発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）　：

☐ 第VIII欄(v)　不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て　：

第IX欄　照合欄：出願の言語

この国際出願の紙様式の枚数は次のとおりである。
(a) 紙形式での枚数

願書（申立てを含む）	5	枚
明細書（配列表を除く）	14	枚
請求の範囲	1	枚
要約書	1	枚
図面	8	枚
小計	29	枚
明細書の配列表部分 *（紙形式での出願の場合はその枚数 コンピュータ読み取り可能な形式の有無を問わない。 下記(b)参照）*		枚
合　計	29	枚

(b)コンピュータ読み取り可能な形式による配列表部分

☐ コンピュータ読み取り可能な形式のみ
（実施細則第 801 号(a)(i)）

(ii) ☐ 紙形式に追加
（実施細則第 801 号(a)(ii)）

配列表部分を含む媒体の種類（フレキシブルディスク、CD-ROM、CD-R その他）と枚数
（追加的写しは右欄 9. (ii)に記載）

この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。

		数
1.	☑ 手数料計算用紙	1
	☑ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面	1
	☐ 国際事務局の口座への振込を証明する書面	
2.	☐ 個別の委任状の原本	
3.	☐ 包括委任状の原本	
4.	☑ 包括委任状の写し（あれば包括委任状番号）	1
5.	☐ 記名押印（署名）の欠落についての説明書	
6.	☐ 優先権書類（上記第VI欄の（　）の番号を記載する）：	
7.	☐ 国際出願の翻訳文（翻訳に使用した言語名を記載する）	
8.	☐ 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面	
9.	☐ コンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表 （媒体の種類（フレキシブルディスク、CD-ROM、CD-R その他）と枚数を表示する）	
(i)	☐ 規則 13 の 3 に基づき提出する国際調査のための写し （国際出願の一部を構成しない）	
(ii)	☐ *（左欄(b)(i)又は(b)(ii)にレ印を付した場合のみ）* 規則 13 の 3 に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し	
(iii)	☐ 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表部分を含む写しの同一性についての陳述書を添付	
10.	☐ その他（書類名を具体的に記載）：	

要約書とともに提示する図面：☒ 1

本国際出願の言語：日本語

第X欄　出願人、代理人又は代表者の記名押印

各人の氏名（名称）を記載し、その次に押印する。

志賀　正武　　高橋　詔男　　青山　正和

受理官庁記入欄

1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日

3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であって
その後期間内に受理されたものの実際の受理の日（訂正日）

4. 特許協力条約第１１条（２）に基づく必要な補完の期間内の受理の日

5. 出願人により特定された
国際調査機関　ＩＳＡ／

6. ☐ 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に
調査用写しを送付していない。

2. 図面
☐ 受理された
☐ 不足図面がある

国際事務局記入欄

記録原本の受理の日：

BEST AVAILABLE COPY